



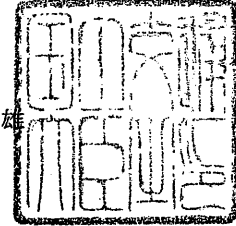
# 認定書



国住指第560号  
平成 17年 7月 6日

社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会  
会長 要明 英雄 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号の二ロ及び同法施行令第109条の2(20分間の遮炎性能を有する防火設備)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
EB-0275
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
複層ガラス入アルミニウム合金製折りたたみ戸
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。